

## 教育基本法改正および30人学級に関する請願採択を求める討論

1. 私は、日本共産党を代表して今回新たに継続審議となっている請願第78号および請願第79号について採択を求める立場で討論します。
2. 請願第78号は、国に対し教育基本法改正法案の慎重審議を求める意見書を県議会として提出してほしいという中身であります。

(ア)日本共産党は、現行の教育基本法改正について、絶対に反対です。

(イ)その第一の理由は、そもそも今回の教育基本法改正には理由がないからであります。

- ① 推進論者の中には、「現行法のどこに問題があるのか」まともな説明もないまま、「いじめ・校内暴力」から「凶悪犯罪の増加」、はては「拝金主義」や「自己中心主義」まで、なにもかも、教育基本法が時代に適合しなくなったせいであるかのように、いう人があります。
- ② しかし、教育基本法は、その第一条で「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、その目的をうたっています。
- ③ 今日の教育の荒廃の責任は、教育基本法にあるのではなく、その目的実現を怠ってきた歴代の政権にこそあるのは、明らかであります。

(ウ)改正反対の第二の理由は、政府の改定案には、「教育の目標」として「国を愛する心」など20におよぶ徳目が列挙され、その目標達成が国民に義務づけられているからであります。

- ① あたりまえのように見える徳目であっても、法に義務づけられれば、時の政府の意思によって特定の価値観をこどもたちに事実上強制することになります。
- ② その実例が、我が党の志位和夫委員長が国会の特別委員会でとりあげた「愛国心」を評価の対象とする小学校の通知票であります。県下でも、〇〇市や〇〇町で愛国心を評価の対象とする通知票があることもわかりました。一体、個人の心の中をのぞきこんで評価の対象にするなどできるはずがないし、許されることでもありません。
- ③ 政府は、日の丸・君が代の法制化の際にも、「児童生徒の内心にまで立ち入って強制しない」と言っておりました。これが全くの空手形であったことは、東京都の事例など見ても明らかであります。
- ④ 市民道徳は、法律によって義務づけられ強制されるべきものではありません。

(エ)改正反対の第三の理由は、政府の改正案は、国家権力が教育内容と方法

に無制限に介入できるものになっているからであります。

① 「教育勅語」を中心とした戦前の教育は、国家権力によって統制され、軍国主義の台頭と悲惨な戦争につながっていきました。その痛苦の反省の上にならば、現行の教育基本法第十条は、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきものである」とうたい、国家権力の教育内容への介入を抑制し教育の自主性・自律性を保障しているのであります。

② ところが、政府の改定案では、この第十条の核心となる部分を削っています。その上、政府が「教育振興計画」策定して、教育内容を決めていくことになっているなど、政府・文科省の裁量により、教育内容に国家が無制限に介入してくることを可能にするものとなっています。

(オ)私達が、教育基本法改正に反対するいくつかの理由をいま申し述べましたが、「教育の憲法」と言われる教育基本法と憲法は、一体のものであります。

憲法を改正して「海外で戦争をする国」をつくるならば、その国策に従う人間作りが欠かせません。

政府案が盛り込もうとしている「愛国心」とは、若者に銃を取らせるためのものではないのでしょうか。

(カ)こうした危惧を持つのは、私達だけではありません。改正をめぐる国民の世論は様々であります。賛成・反対にかかわらず、もっと審議をつくして国民的合意を得るよう求める、請願第78号は、当然採択すべきであります。

3. 次に、請願第79号は、全ての学年で一学級の定数を30人以下にするよう県に求める中身であります。

(ア)請願の趣旨でものべられているとおり、30人以下学級は、ヨーロッパではすでに当たり前であります。

その結果、少し古い資料ですが、経済協力開発機構いわゆる OECD が調査した「図表で見る教育2004年版」によると、小学校の加盟国平均の学級規模が21.8人なのに、日本は28.8人、中学校では加盟国平均が23.7人なのに日本は34.3人となっています。

(イ)学級規模の小ささが大きな教育効果を生むことは、平成17年4月に文科省が実施した調査の結果、「児童生徒の学力が向上した」「教師の児童生徒に対する見方や接し方が改善した」といった回答が小学校でも中学校でも9割を越えていることからもはっきりしています。

- (ウ)子供が健全に育っていくことが、親の教育負担の軽減につながり、いま最大の課題となっている少子化対策につながることは論を待ちません。
- (エ)小泉純一郎首相も、この6月1日の衆議院教育基本法特別委員会で、総理大臣としては初めて、「私も少人数学級の方がいいと思っている」と答弁せざるを得なくなっているのです。
- (オ)にもかかわらず、国自身の責任で30人以下学級の実現をはからないことは、まさに国の怠慢以外の何ものでもありません。
- (カ)しかしながら、教育は、それぞれの子供達にとって、それぞれの学年、人生一度きりであります。自治体としても、国がやらないからと座して待つ姿勢は許されません。
- (キ)徳島県は、平成17年度より小学1・2年生まで、35人未満学級を実現したわけではありますが、お聞きしますと現在少人数学級導入で増加した教師の数は43人、うち10人が国の補助の適用ですので、県単独は、33人です。新採用の教師の人件費が500万円とすると、この33人分の人件費は、年間1億6500万円です。
- (ク)私は、少人数学級実現の持つ意義からして、もっと費用をかけてよいと考えますし、財政的にも決して不可能とは思いません。
- (ケ)文科省による平成17年度の調査結果を見ても、全国では長野県が小中学校全学年を35人以下学級としたり、福島県が小学校1・2年生と中学校1年を30人以下学級とするなど、徳島県より進んだ取り組みをしているところはたくさんあります。徳島県の取り組みは、全国のせいぜい平均点程度ではないでしょうか。
- (コ)県当局に積極的な取り組みを求める意味から、請願第79号は採択すべきであります。

4. 以上、議員各位のご賛同をお願いして、討論といたします。